

やめて！ ダメ！ 絶対！

動物の遺棄・虐待は、

犯罪

愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は、

- ・ 5年以下の拘禁刑 または
- ・ 500万円以下の罰金

暴行や飼育放棄等の虐待および遺棄をした者は、

- ・ 1年以下の拘禁刑 または
- ・ 100万円以下の罰金

不審者を見かけたら、すぐに**110番通報**を。